



東淀川区役所は「前例がない」とは口にしません!! 区役所は**区民の役に立つ所**、サービス業の意識を徹底します!!

広報ひがしよどがわ

5月
平成30年
No.264

発行日/毎月1日
(4月号は3月31日)

【区の面積】13.27km² 【区の人口】175,859人

【編集・発行】東淀川区役所 広報・広聴相談・総合企画 **1階10番**

東淀川区ホームページ

【区の世帯数】95,667世帯(平成30年4月1日現在推計)

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2-1-4 ☎4809-9683 FAX6327-1970

東淀川区役所 検索



区の花「こぶし」



連載
第4回

総合区・特別区 ってなんだろう?

第4回目は「特別区になるとどうなるの?」

- ◆ 4つの特別区(基礎自治体)を設置し、特別区長・区議会議員は選挙で選びます。
※区数は大都市制度(特別区設置)協議会において協議中であり、決まったものではありません。
- ◆ 住民の皆さんに身近な仕事は、特別区で行います。
- ◆ 大阪の成長・発展などに向けた広域的な仕事は、大阪府に一元化して行います。



特別区が設置されると、**現在の大阪市は廃止**されることとなります。

住民に身近な仕事は「特別区」



子育て支援や保健・福祉などの住民の皆さんに身近な仕事は、特別区が地域のニーズに合わせて行います。

広域的な仕事は「大阪府」

高速道路などの広域インフラや産業の振興などの広域的な仕事は、大阪府がスピーディーに取り組みます。



※内容については現在検討中であり、決まったものではありません。

問合せ 副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX6202-9355

5面に続きます!

広告掲載枠

